

改正金商法により新たに導入された金融商品取引業

1. 総合取引所の商品デリバティブ取引

証券・金融、商品を横断的に一括して取り扱う「総合取引所」の実現(本年3月施行)

2. 株式型クラウドファンディング

ベンチャー企業へのリスクマネーの供給・支援を図るため、ウェブサイト等を通じて行う少額の非上場株券等の募集等の取扱いの整備(平成27年4月施行予定)

3. 電子取引基盤運営業

一定の金融機関に対し、特定の店頭デリバティブ取引(当面、円金利スワップ取引)を行う場合の電子取引基盤の使用の義務化(平成27年9月施行予定)

新たな協会のステータス

本協会の対応

○ 特定業務会員

上記の改正金商法により新たに導入された金商業のみを行う業者を、本協会の自主規制機能のみに参画する「特定業務会員」とし、必要な自主規制の枠組みを整備する。また、特定業務会員の会費等について、受益者負担の原則に基づき適切な水準を設定する。

自主規制の適用・内容

1. 総合取引所の商品デリバティブ取引

(1) 自主規制

- ① 証券会社及び商品先物取引業者(商先業者)が取り扱う商品デリバティブ取引に係る自主規制の枠組みを整備
- ② 投資勧誘、顧客管理、分別管理及び外務員資格・登録等に係る自主規制を整備
- ③ 既存商先業者は、証券会社と分別管理等の取扱いが異なることから、その旨を説明

※ 証券会社と同一規制の早期適用が望ましい

(2) 基金における補償

証券会社の商品デリバティブ取引に係る顧客資産の補償について、日本投資者保護基金が補償を行うよう要請

※ 既存商先業者については、日本商品委託者保護基金(みなし基金)が補償を行うことを想定

2. 株式型クラウドファンディング

- ① 証券会社、株式型クラウドファンディング業者が行う株式型クラウドファンディングの自主規制を担う
- ② 電話・対面等の勧誘禁止、発行会社及びその事業の実在性・社会性、事業計画の妥当性の確認等
- ③ 株式型クラウドファンディング業者は、証券会社と自己資本規制比率等の取扱いが異なることから、その旨を説明
- ④ ベンチャー企業へのリスクマネーの供給・支援を図るため過度な自主規制とならないよう留意

3. 電子取引基盤運営業

- ① 電子取引基盤運営業者の自主規制を担う
- ② 電子取引基盤運営業の特性を踏まえ、現行の「店頭デリバティブ取引」に係る規則を適用

※ 具体的な措置の内容については、今後、理事会、自主規制会議及び総務委員会等の関係会議体において検討・決定する。

今後のスケジュール(案)

- 定款、自主規制規則等の一部改正：平成27年4月1日に改正・実施の方向